

## 県境不法投棄廃棄物本格撤去計画策定技術顧問会設置要領

### (趣旨)

第1 青森県が平成19年度からの本格撤去時における安全かつ効率的な廃棄物の撤去計画をとりまとめるにあたり、技術的見地から計画案に対する助言・評価を行うため、「県境不法投棄廃棄物本格撤去計画策定技術顧問会(以下「技術顧問会」という。)」を設置する。

### (所掌)

第2 技術顧問会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 本格撤去計画のとりまとめにあたっての技術的見地からの助言・評価
- (2) その他必要な事項

### (組織)

第3 技術顧問会は、別表の委員をもって組織する。

- 2 委員は、知事が委嘱する

### (会長)

第4 技術顧問会に会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

### (任期)

第5 委員の任期は2年とする。また、委員に欠員が出た場合の後任の委員の任期は前任者の在任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

### (会議)

第6 技術顧問会の会議は、必要に応じて開催する。

### (庶務)

第7 技術顧問会の庶務は、県境再生対策室において処理する。

### (その他)

第8 この要領に定めるもののほか、技術顧問会の運営に関して必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は平成18年6月16日から施行する。